

輸出許可後のインボイス情報チェック機能の追加について

〈変更概要〉

1. 許可・承認後のオンライン保存期間について

輸出許可となった輸出申告情報とインボイス・パッキングリスト情報の保存期間が異なるため、輸出申告が削除される前に、インボイス・パッキングリスト情報が照会できなくなる場合がありますが、輸出許可となった輸出申告情報とインボイス・パッキングリスト情報の保存期間の同期をとるように変更することで、輸出申告が削除されるまでインボイス・パッキングリスト情報の照会を可能とします。

2. 輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）業務におけるインボイス・パッキングリスト情報のチェックについて

EAA業務において、インボイス・パッキングリスト情報に対するチェック・更新を行っていないため、許可後に任意の番号に変更が可能となっていますが、EAA業務等において、インボイス・パッキングリスト情報に対するチェック・更新を行います。

3. インボイス・パッキングリスト情報の保存期間変更について

インボイス・パッキングリスト情報の保存期間を以下のように変更します。

・現状

情報名	削除条件	保存期間
輸出申告情報 (Sea-NACCS)	貨物ありで輸出許可、輸出許可内容変更承認となった場合	出港予定年月日から60日
	貨物なしで輸出許可または輸出許可内容変更承認となった場合	出港予定年月日から2日* ¹
	許可後に亡失届、貨物手作業移行等、または搬出された場合 船積登録された場合	業務実施日から2日* ¹
輸出申告情報 (Air-NACCS)	搭載、システム外搬出された場合	搭載、搬出日から4日* ¹
	貨物なしで輸出許可または輸出許可内容変更承認となった場合	出港予定年月日から4日* ¹
インボイス・パッキングリスト情報	輸出入許可となった場合	許可日から30日*¹

・変更後

情報名	削除条件	保存期間
インボイス・パッキングリスト情報	輸出申告の場合は、輸出申告情報と同様とする	輸出申告情報と同様とする
	輸入許可となった場合	許可日から30日* ¹

*¹ 日曜日、祝日を除く日数

輸入申告分は変更なし

4. オンライン業務の変更

(A) 「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務

①インボイス・パッキングリストDBに対して、表1の利用者チェックを追加します。

表1 インボイス・パッキングリストDBの利用者チェック処理

電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、当初事項登録者、当初申告者、または入力者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者または代理店と同一であること。

②インボイス・パッキングリストDBに対して、表2のチェックを追加します。

表2 インボイス・パッキングリストDBのチェック処理

(A) 電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行います。
ただし、電子インボイス受付番号が変更された場合のみチェックを行います。

- ①入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸出インボイスであること。
- ③他の輸出申告等(予備申告を除く。)で使用されていないこと。

(B) 電子インボイス受付番号が変更された場合は、以下のチェックを行います。
「インボイス識別」欄に「C」の入力がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録(IVB)」業務がされていること。

③インボイス・パッキングリストDBに対して、表3の更新処理を追加します。

表3 インボイス・パッキングリストDBの更新処理

(A) 「電子インボイス受付番号」欄に輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があつた場合

- ①入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出申告等がされた旨を登録します。
- ②輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから輸出申告等がされた旨を取り消します。

(B) 「電子インボイス受付番号」欄に入力がない場合
輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから輸出申告等がされた旨を取り消します。

(B) 「輸出許可内容変更申請（EAC）」業務

①インボイス・パッキングリストDBに対して、表1の利用者チェックを追加します。

②インボイス・パッキングリストDBに対して、表2のチェックを追加します。

③インボイス・パッキングリストDBに対して、表3の更新処理を追加します。また、承認となった場合で輸出申告DBに削除可能記号が設定される場合は、インボイス・パッキングリストDBにも削除可能記号を設定します。

■Air-NACCS と Sea-NACCS の仕様の違いについて

Air-NACCS と Sea-NACCS では許可内容変更の仕様について違いがあるため、上記修正内容についても一部異なります。(表4参照。)

これはSea-NACCSではEAA業務で新申告番号(枝番あり)が有効になるのに対して、Air-NACCSではEAC業務で新申告番号(枝番あり)が有効になるためです。

表4 追加機能の Air-NACCS と Sea-NACCS の差分 (○:対象 -:対象外)

業務	追加機能	Air-NACCS	Sea-NACCS
EAA	①利用者チェックの追加	○	○
	②DBチェックの追加	○	○
	③DB更新の追加	-	○
EAC	①利用者チェックの追加	○	○
	②DBチェックの追加	○	○
	③DB更新の追加	○	○

(C) 「輸出申告 (E D C) 」 業務

許可となった場合で、輸出申告 D B に削除可能記号が設定されない場合は、インボイス・パッキングリスト D B にも削除可能記号を設定しないように変更します。

5. 特記事項

- ①本変更前に許可となり、インボイス・パッキングリスト情報が削除されている輸出申告については、システムでの許可内容変更が不可となります。(P A E 業務で手作業移行を行い、マニュアルでの申請となります。)
- ②本変更前に許可となったインボイス・パッキングリスト情報は、現状どおり許可日から 30 日保存後に削除されます。ただし、本変更後に許可内容変更を行った場合は、変更後の保存期間となります。
- ③ E A A 業務でインボイス・パッキングリスト情報の変更を行った場合、変更前のインボイス・パッキングリスト情報は、再度使用することが可能です。(別申告での再利用も可能です。) また、 E A A 業務後 10 日 (日曜日、祝日を除く) 保存後に削除されます。

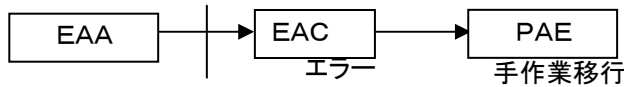
(変更前に許可内容変更が行われた申告について)

本変更前に許可内容変更を行っている申告で、入力した電子インボイス番号がインボイス・パッキングリスト D B に存在しない場合、または別申告で使用されている場合は、以下の運用となります。(インボイス・パッキングリスト情報が存在し、かつ別申告で使用されていない場合は正常終了します。)

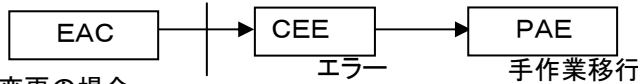
(A) 船名変更の場合

電子インボイス番号の変更が出来ないため、 P A E 業務で手作業移行を行う必要があります。

- ① E A A 業務まで行っていた場合
< 変更 >



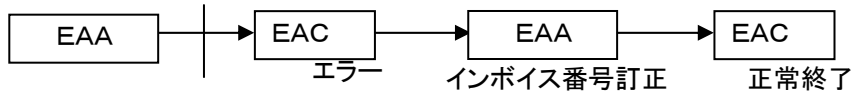
- ② E A C 業務まで行っていた場合
< 変更 >



(B) 数量変更の場合

電子インボイス番号の変更が可能のため、 E A A 業務での訂正が必要です。

- ① E A A 業務まで行っていた場合
< 変更 >



- ② E A C 業務まで行っていた場合
< 変更 >

